

愛顔の消防団担い手確保プロジェクト
消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「愛顔の消防団担い手確保プロジェクト 消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

愛顔の消防団担い手確保プロジェクト
消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務

3 業務目的

県内のプロスポーツチーム（愛媛FC、FC今治、愛媛オレンジバイキングス、愛媛マンダリンパイレーツ）と協業し、消防団の活動や地域貢献を若年層に浸透させるとともに、消防団の魅力を発信し、入団促進を図る。

4 事業費(委託料)

5,328,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 業務内容

下記に掲げる事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 消防団魅力発信PR動画制作（映像コンテンツ制作）

① 消防団の魅力を発信するPR動画を作成し、地元スポーツチームなどを活用し発信することにより、ターゲットにイメージアップを図る。

② 放送回数

試合会場のビジョンでの発信 4回
商店街ビジョンでの発信等 26回 計 30回

③ 発信期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

④ 制作

1 分程度の P R 動画

ビジョン用の 30 秒バージョンの P R 動画

⑤ 制作方法

地元スポーツチームと連携し、全チームの選手が出演すること。

⑥ 納品

本業務で作成したデータは D V D 等の記録媒体で納品すること。

(2) トレーディングカードの作成

① 消防団の魅力や入団窓口等の情報が伝わるような工夫（トレーディングカードの作成・配布等）を企画提案の内容に含めること。

② 制作数

40,000 枚（予定）

③ 仕様

両面カラー、光沢紙（コート）（予定）

(3) 小学校訪問による消防団の魅力発信（出前授業等の企画・運営）

① 地元スポーツチームと連携し、複数チームの選手が合同で県内の小学校への訪問を行うこと。児童を対象とした出前授業や体験型イベント（資機材の展示、体験等）を実施することで、消防団への親しみや興味・関心を早期から醸成し、将来的な担い手確保とイメージアップを図る。

② 実施期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

③ 実施校数

愛媛県内の小学校 12 校以上

④ 実施方法

対象校の選定、学校側との事前の調整、当日の進行運営等を一貫して行うこと。

地元の消防本部・消防署や実際の消防団員と連携し、児童が安全かつ楽しく学べるプログラムとすること。

(4) プロスポーツチームと連携した消防団魅力発信イベントの企画・運営

① 愛媛県内のプロスポーツチームの公式戦において、消防団を P R する「消防団応援デー（仮称）」等のイベントを企画・実施する。

試合観戦に訪れる幅広い層に対し、消防団の存在意義や魅力を直接訴え

かけるとともに、現役団員への感謝を伝える演出等を通じて、消防団の社会的地位の向上と新規入団促進を図る。

例：スタジアム外周やロビー等での消防車両展示、防火服試着体験ブースの設置

大型ビジョンを活用した消防団PR動画の放映

試合前セレモニーやハーフタイム等での消防団活動紹介、記念品の贈呈、始球式等の実施

消防団員およびその家族を対象とした試合招待及びグッズ・入場料等割引優待企画の実施

② 実施期間

契約締結後から令和9年3月31日まで

③ 実施回数

県内のプロスポーツチームのホームゲームにおいて1試合以上

④ 実施方法

プロ球団側との折衝・調整、当日のイベント運営、人員配置、資機材の手配等を一貫して行うこと。

実施にあたっては、地元の消防団員が参加・協力できる内容を検討し、地域一体となった盛り上げを図ること。

⑤ 制作物

法被等 10 着

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面

にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

9 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 受託者が本業務で制作した成果物の著作権及び使用权は、原則として愛媛県に帰属する。
- (2) 受託者は、県の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間の終了後や、委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務における成果物が第三者の有する著作権等を侵害していないことを、受託者において確認し、委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

10 その他

- (1) 映像制作にあたっては、放送又は配信開始に係る手続きを含めること
- (2) 目的を達成するために必要な上記以外の企画提案も可とする。ただし、内容や必要経費については、企画提案書や見積書に含めること。
- (3) 使用する素材・BGM等については、著作権フリーのものを使用すること。
- (4) 必要に応じて追加広告の相談・依頼を行う場合がある。